

「エコドライブ管理システム（EMS）、デジタル式
運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領

令和2年度

- 導入期間 : 令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
申請期間 : 令和2年4月1日から令和3年1月31日まで
請求期間 : 令和2年4月1日から令和3年3月15日まで

公益社団法人奈良県バス協会

令和2年度「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領

公益社団法人奈良県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)、あるいは運行管理及び安全運転の指導に活用できるデジタル式運行記録計及び車内又は車外での事故を防止し、記録された情報を編集・分析・統計処理をすることで安全意識の向上を実施するために必要な映像記録型ドライブレコーダーを導入するために必要な事項を定め、会員事業者に対し、補助金を交付することを目的とする。

(助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象機器及び補助額は、次のとおりとする。

- 1 助成の対象機器は、①エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器②EMS・ドライブレコーダー併用型車載器(以下「E・ド併用器」という。)
③EMS用事業所用機器④デジタル式運行記録計車載器⑤デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー併用型車載器(以下「デ・ド併用器」という。)
⑥デジタル式運行記録計用事業所用機器⑦映像記録型ドライブレコーダー⑧映像記録型ドライブレコーダー用事業所用機器(以下①から⑧までを「対象機器」という。)で別表に示すものとし、新規(新品)の購入により導入(中古品を除く。)するものを対象とする。ただし、事業所用機器(新品)についてはパソコンを除く。
- 2 補助額(予算額を限度)は、次のとおりとする。

(EMS用機器)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①EMS用車載器を導入する車両 | 1両当たり 1万円を限度 |
| ②E・ド併用器を導入する車両 | 1両当たり 2万円を限度 |
| ③EMS用事業所用機器 | 助成限度台数1台かつ1台当たり10万円を限度 |

(デジタル式運行記録計機器)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ④デジタル式運行記録計を導入する車両 | 1両当たり 1万円を限度 |
| ⑤デ・ド併用器を導入する車両 | 1両当たり 2万円を限度 |
| ⑥デジタル式運行記録計用事業所用機器 | 助成限度台数1台かつ1台当たり10万円を限度 |

(ドライブレコーダー機器)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ⑦ドライブレコーダー車載器を導入する車両 | 1両当たり 1万円を限度 |
| ⑧ドライブレコーダー用事業所用機器 | 助成限度台数1台かつ1台当たり3万円を限度 |
- ただし、導入費用が補助額に満たない場合は、その金額を補助限度額とする。

- 3 助成の対象となる経費及び助成額は予算額を限度とする。
- 4 対象機器の導入期限は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

(交付申請)

第3条 会員事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1の「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び補助金の額の決定依頼書(以下「交付申請書」という。)を令和3年1月31日までに、奈良県バス協会に提出しなければならない。

なお、助成の対象は奈良県内における営業所に所属する車両に限る。

(交付決定)

第4条 奈良県バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式2による「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び補助金の額の決定通知書により通知する。

(申請の取り下げ)

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は速やかに、様式3による「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」取り下げ申請書を奈良県バス協会に提出しなければならない。

(事業完了報告及び補助金交付請求書の提出)

第6条 会員事業者は、対象機器の装着(事業所用機器は導入)完了後、補助金の交付を受けようとする場合は、様式4により「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」完了報告及び補助金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 奈良県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、会員事業者に補助金を交付する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表

EMS対象機器の基準及び範囲(第2条関係)

1. 対象機器の基準

次の事項のいずれもの基準に該当する対象機器に対して助成する。

(1) EMS用対象機器

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- ⑥ 適切なタイミングで警報音等により運転者のエコドライブを支援することができること。
- ⑦ 以下の情報について、車載器を介して、運行診断結果が出力できること。車載器から出力できない場合には、事務所用機器を介して出力できること。
 - ・一運行の中での急発進・急加速に関する情報。
 - ・一運行の中での一定時間以上アイドリングの継続に関する情報。
 - ・一運行の中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報。
- ⑧ EMS及びドライブレコーダー併用型車載機については、①～⑦に加えて次の要件を満たすこと。
 - ・映像記録及び走行速度等の車両データを記録、出力できること。
 - ・急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定期間の画像を撮影できること。

2. 対象機器の範囲

(1) EMS用車載器

EMSを実施するために自動車から運転に係るデータ(以下「運行データ」という。)を記録するために最低限必要な機器。

具体的には、

- ・運行データを取得するために必要なセンサー
- ・運行データを記録するための装置(記録した運行データを表示する部品を含む。)
- ・センサーと運行データを記録するための装置を接続する部品
- ・運行データを記録し保持するための記録媒体
- ・運行データを事務所へ無線で送信するための通信装置等で構成される一連の機器

(2) EMS及びドライブレコーダー併用型車載器

上記(1)に、次に係る全要件を満たした機器を加えたもの。

- ・加速度等を検知するためのセンサー
- ・強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ・撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ・センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

(3) EMS用事業所用機器

EMS用車載機において記録した運行データ及びEMS・ドライブレコーダー併用型車載機において記録した運行データ並びに画像データを事業所において集中管理するために最低限必要な機器。(ただし、パソコンは除く。)

具体的には、記録媒体に保持された運行データを事業所で読み出すための専用の読取り装置(カードリーダーライター等)、車載器から無線等で送信された運行データを受診するための通信装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器。

3. 上記の1. EMS対象機器の基準、2. 対象機器の範囲の他、奈良県バス協会が、エコドライブの実践に効果があるものとして認めた機器。

デジタル式運行記録計対象機器の基準及び範囲(第2条関係)

1. 対象機器の基準

次の事項のいずれかの基準に該当する対象機器に対して助成する。

(1) デジタル式運行記録計

国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいてドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるもの。

2. 対象機器の範囲

(1) デジタル式運行記録計車載器

- ・運行データを作成するために必要なセンサー
- ・運行データを作成するための装置
- ・センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分
- ・事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器

(2) デジタル式運行記録計用事業所用機器

運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器(ただし、パソコンは除く。)

3. 上記の1. 対象機器の基準、2. 対象機器の範囲の他、奈良県バス協会が、デジタル式運行記録計用機器として適当であると認めた機器

ドライブレコーダー対象機器の基準及び範囲(第2条関係)

1. 対象機器の基準

次の事項のいずれもの基準に該当する対象機器に対して助成する。

(1) ドライブレコーダー対象機器

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 映像記録及び走行速度等の車両データを記録、出力することができること。
- ⑥ 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

2. 対象機器の範囲

(1) ドライブレコーダー車載器

- ・加速度等を検知するためのセンサー
- ・強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ・撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ・センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

(2) ドライブレコーダー用事業所用機器

車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器(ただし、パソコンは除く。)

3. 上記の1. 対象機器の基準、2. 対象機器の範囲の他、奈良県バス協会が、映像・走行データを記録するドライブレコーダー用機器として適当であると認めた機器

様式1

令和 年 月 日

公益社団法人奈良県バス協会
 会長 植田良壽 殿

所在地
 事業者名
 役職名
 代表者名
 担当部課名
 担当者名
 TEL

㊞

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定
 及び補助金の額の決定依頼書(令和2年度)

令和2年度「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領第3条の規定に基づき、選定及び補助金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成決定依頼台数及び補助決定依頼額

(1) EMS

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
EMS用車載器		10千円			
E・ド併用器		20千円			
EMS用事業所用機器		100千円			
合 計			①		

(2) デジタル式運行記録計

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
デジタル式運行記録計用車載器		10千円			
デ・ド併用器		20千円			
デジタル式運行記録計用事業所用機器		100千円			
合 計			②		

(3) ドライブレコーダー

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
ドライブレコーダー用車載器		10千円			
ドライブレコーダー用事業所用機器		30千円			
合 計			③		

(4) EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー決定依頼額合計

① + ② + ③ =	千円
-------------	----

2. EMS用車載器及びE・ド併用器(EMS・ドライブレコーダー併用型車載器)、デジタル式運行記録計用車載器及びデ・ド併用器(デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー併用型車載器)並びにドライブレコーダーを導入する車両の登録番号、車載器導入機器名(事業所用機器を導入する場合は、導入する事業所名、機器名等。)

様式1の別紙のとおり

様式1(リース用)

令和 年 月 日

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 殿

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

㊞

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定
及び補助金の額の決定依頼書(令和2年度)

リース会社名 ()

令和2年度「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領第3条の規定に基づき、選定及び補助金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成決定依頼台数及び補助決定依頼額

(1) EMS

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
EMS用車載器		10千円			
E・ド併用器		20千円			
EMS用事業所用機器		100千円			
合計			①		

(2) デジタル式運行記録計

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
デジタル式運行記録計用車載器		10千円			
デ・ド併用器		20千円			
デジタル式運行記録計用事業所用機器		100千円			
合計			②		

(3) ドライブレコーダー

(単位:台、千円)

	決定依頼台数	補助単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
				装着済	装着予定
ドライブレコーダー用車載器		10千円			
ドライブレコーダー用事業所用機器		30千円			
合計			③		

(4) EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー決定依頼額合計

① + ② + ③ =	千円
-------------	----

2. EMS用車載器及びE・ド併用器(EMS・ドライブレコーダー併用型車載器)、デジタル式運行記録計用車載器及びデ・ド併用器(デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー併用型車載器)並びにドライブレコーダーを導入する車両の登録番号、車載器導入機器名(事業所用機器を導入する場合は、導入する事業所名、機器名等。)

様式1の別紙のとおり

様式1の記載上の注意

1. 次の①から③のいずれかの資料を添付してください。

- ① 対象機器の導入費用の見積書写し及び契約書写し
- ② 対象機器の導入費用の見積書写し及び注文請書写し(注文書不可)

ただし、申請時に既に取り付けが完了されている場合は、

- ③ 対象機器の導入費用の見積書写し及び納品書写し(型番が記載されているものに限る。)でも可。

2. 対象機器導入車両1台当たりの補助限度額(予算額を限度)

- ① EMS用車載器 10千円を限度
- ② 併用器(EMS・ドライブレコーダー併用型車載器) 20千円を限度
- ③ EMS用事業所用機器(パソコンを除く)
1事業者当たり1台を限度、かつ1台当たり100千円を限度
- ④ デジタル式運行記録計用車載器 10千円を限度
- ⑤ 併用器(デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー併用型車載器) 20千円を限度
- ⑥ デジタル式運行記録計用事業所用機器(パソコンを除く)
1事業者当たり1台を限度、かつ1台当たり100千円を限度
- ⑦ ドライブレコーダー車載器 10千円を限度
- ⑧ ドライブレコーダー用事業所用機器(パソコンを除く)
1事業者当たり1台を限度、かつ1台当たり30千円を限度

3. 令和2年度中に、新たに対象機器(新品)を購入により導入するものを助成対象とする。
(中古品による導入は、助成対象としない。)

様式1の別紙

事業者名:

導入事業所名:

(単位:台、千円)

整理番号	装着予定車両の登録番号又は事業所用機器の導入事業所名	導入機器メーカー名	機器型番	※EMS用機器			※デジタル式運行記録計用機器			※ドライブレコーダー用機器	
				① 車載器	② E・ド併用器	③ 事業所用機器	④ 車載器	⑤ デ・ド併用器	⑥ 事業所用機器	⑦ 車載器	⑧ 事業所用機器
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
			台数計								

- (注) 1. 記入にあたっては、導入事業所別に①EMS用車載器、②E・ド併用器、③EMS用事業所用機器、④デジタル式運行記録計用車載器、⑤デ・ド併用器、⑥デジタル式運行記録計用事業所用機器、⑦ドライブレコーダー用車載器、⑧ドライブレコーダー用事業所用機器の順番で記入してください。
2. 「※EMS用機器」、「※デジタル式運行記録計用機器」及び「※ドライブレコーダー用機器」欄は、該当する箇所に○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入してください。
3. 装着予定車両数と導入機器数は必ずしも一致しない。

様式1の別紙(リース用)

リース会社名 ()

事業者名:

導入事業所名:

(単位:台、千円)

整理番号	装着予定車両の登録番号又は事業所用機器の導入事業所名	導入機器メーカー名	機器型番	※EMS用機器			※デジタル式運行記録計用機器			※ドライブレコーダー用機器	
				① 車載器	② E・ド併用器	③ 事業所用機器	④ 車載器	⑤ デ・ド併用器	⑥ 事業所用機器	⑦ 車載器	⑧ 事業所用機器
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
			台数計								

- (注) 1. 記入にあたっては、導入事業所別に①EMS用車載器、②E・ド併用器、③EMS用事業所用機器、④デジタル式運行記録計用車載器、⑤デ・ド併用器、⑥デジタル式運行記録計用事業所用機器、⑦ドライブレコーダー用車載器、⑧ドライブレコーダー用事業所用機器の順番で記入してください。
2. 「※EMS用機器」、「※デジタル式運行記録計用機器」及び「※ドライブレコーダー用機器」欄は、該当する箇所に○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入してください。
3. 装着予定車両数と導入機器数は必ずしも一致しない。

様式2

令和 年 月 日

〇 〇 会社社長 殿

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 ⑩

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び補助金の額の決定について(通知)(令和2年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の実施にあたっては、「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領の定めるところに従い、適正に実行し、必ず、令和3年2月28日までに終了してください。

記

1. 助成台数及び補助額

(単位:台、千円)

	助成台数	補助単価	補助額
EMS用車載器			
E・ド併用器			
EMS用事業所用機器			
デジタル式運行記録計用車載器			
デ・ド併用器			
デジタル式運行記録計用事業所用機器			
ドライブレコーダー用車載器			
ドライブレコーダー用事業所用機器			
合計			

様式2(リース用)

令和 年 月 日

〇 〇 会社社長 殿

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 ㊞「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び
補助金の額の決定について(通知)(令和2年度)

リース会社名()

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の実施にあたっては、「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」実施要領の定めるところに従い、適正に実行し、必ず、令和3年2月28日までに終了してください。

記

1. 助成台数及び補助額

(単位:台、千円)

	助 成 台 数	補 助 単 価	補 助 額
EMS用車載器			
E・ド併用器			
EMS用事業所用機器			
デジタル式運行記録計用車載器			
デ・ド併用器			
デジタル式運行記録計用 事業所用機器			
ドライブレコーダー用車載器			
ドライブレコーダー用事業 所用機器			
合 計			

様式3

令和 年 月 日

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 殿

事業者名
役職名
代表者名

㊟

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」取り下げ申請書
(令和2年度)

令和 年 月 日付けにて交付決定を受けた「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」について、下記のとおり取り下げたいので、EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 取り下げる車両の内訳

①導入事業所名 ②車両登録番号	③取り下げる理由等
計 ・EMS用車載器 台 ・E・ド併用器 台 ・EMS用事業所用機器 台 ・デジタル式運行記録計用車載器 台 ・デ・ド併用器 台 ・デジタル式運行記録計用事業所用機器 台 ・ドライブレコーダー用車載器 台 ・ドライブレコーダー用事業所用機器 台	

様式4

令和 年 月 日

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 殿

事業者名
役職名
代表者名

印

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」完了報告
及び補助金交付請求書(令和2年度)

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」が完了したので、EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成台数及び補助金請求額

(単位:台、千円)

	助成台数	補助金請求額
EMS用車載器		
E・ド併用器		
EMS用事業所用機器		
デジタル式運行記録計用車載器		
デ・ド併用器		
デジタル式運行記録計用事業所用機器		
ドライブレコーダー用車載器		
ドライブレコーダー用事業所用機器		
合 計		

2. 補助金振込先

①金融機関名	銀行・信用金庫・その他
②支店名	支店
③預金種別	普通預金・当座預金
④口座番号	
⑤口座名義	

※ ①及び③については、いずれかを○で囲んでください。

(注)1. 次の資料を添付してください。

- ①対象機器装着証明書(様式4の別紙1, 2で事業者が作成したもの。)
- ②領収書写し若しくは振込書の写し(ただし、補助金交付請求書の提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し若しくは振込書の写しを必ず提出すること。)

様式4の別紙1

令和 年 月 日

公益社団法人奈良県バス協会
会長 植田良壽 殿

事業者名
役職名
代表者名

㊞

「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」用対象機器装着証明書

先に交付決定を受けた「EMS、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー普及事業」については、下記のとおり完了していることを証明します。

記

1. EMS用機器

①EMS用車載器	台(乗合	台・貸切	台)
②E・ド併用器	台(乗合	台・貸切	台)
③EMS用事業所用機器	台		

2. デジタル式運行記録計用機器

①デジタル式運行記録計用車載器	台(乗合	台・貸切	台)
②デ・ド併用器	台(乗合	台・貸切	台)
③デジタル式運行記録計用事業所用機器	台		

3. ドライブレコーダー用機器

①ドライブレコーダー用車載器	台(乗合	台・貸切	台)
③ドライブレコーダー用事業所用機器	台		

4. 装着車両の登録番号、導入機器メーカー名、機器型番、装着年月日等

様式4の別紙2のとおり

様式4の別紙2

整理番号	装着車両の登録番号又は事業所用機器の導入事業所名	導入機器メーカー名	機器型番	※EMS用機器			※デジタル式運行記録計用機器			※ドライブレコーダー用機器		装着完了年月日 (事業所用機器は導入年月日) 令和 年 月 日
				① 車載器	② E・ド併用器	③ 事業所用機器	④ 車載器	⑤ デ・ド併用器	⑥ 事業所用機器	⑦ 車載器	⑧ 事業所用機器	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
			台数計									

- (注) 1. 記入にあたっては、導入事業所別に①EMS用車載器、②E・ド併用器、③EMS用事業所用機器、④デジタル式運行記録計用車載器、⑤デ・ド併用器、⑥デジタル式運行記録計用事業所用機器、⑦ドライブレコーダー用車載器、⑧ドライブレコーダー用事業所用機器の順番で記入してください。
2. 「※EMS用機器」、「※デジタル式運行記録計用機器」及び「※ドライブレコーダー用機器」欄は、該当する箇所には○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入してください。
3. 装着予定車両数と導入機器数は必ずしも一致しない。